

生活知恵袋

せいかつちえぶくろ

117

Vol.

今月のテーマ 必須 個人賠償責任保険

さてさて、脱線に次ぐ脱線でのびのびになっていたが、いよいよ「個人賠償責任保険」の考察だ。今回のタイトルだけを考えると難しそうと思う向きもあるだろうが、とっても大切なことなので最後までお付き合いをお願いしたい。

皆さんは過去に、人様に迷惑をかけたことは無いだろうか。平たく言うと、他人にけがをさせたり、他人の物を壊したりしたことだ…。多分、大なり小なりあったのではないと思うが、胸に手を当てて考えてみてほしい。齋藤の発想でいうとほぼほぼあるに違いない。幼少期、「とてもおりこうさんだった齋藤少年」でさえ、いくつかは思い当たるのだから、皆さんにもきつとあるはずだ。絶対そうだ!? 鮮明な記憶として出てこないのは、賠償責任問題として金銭的な解決までのごことにはなっていないこともあるかもしれない。

アメリカは訴訟社会とか訴訟大国といわれるが、近年は日本においても対岸のことと笑って過ごすことはできないような気がする。かつてアメリカのご婦人が、かわいがっていた猫を洗ってオープンに入れて乾かそうとしたところ、猫が死んでしまったという事故があった。そのご婦人は、オープンに「猫を乾かしてはいけない」という表示がなかったことを理由にメーカーを訴えたというものだ。バッカじゃないのと言いたいし、あんたが悪いと言われても仕方がないことだが、信じられないようなことが現実には起きているということだ。

アメリカにおける裁判事例には、確かに過剰感をぬぐえないが、日本においては逆に損害賠償意識が薄いような気がしてならない。日本でも、メーカー・企業の意識はかなり高まっているが、個人での損害賠償意識は未だに希薄と言わざるを得ない。日本における個人間における他人への損害賠償は、「なあなあ」で通り過ぎられてきた感もまた否めない。せめて、自動車事故における対人・対物賠償のレベルまでは高まってほしいものだ。



個人賠償責任保険とは

個人賠償責任保険とは、個人またはその家族が、日常生活で他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったりした時に助けてくれる保険だ。保険というと、何かあったら「受け取るもの」と思っている向きもあるだろうが、この保険は、自分や家族（被保険者）が加害者となった場合の被害者（他人）に支払う「損害賠償金」を主な目的とする。この他、被害者から訴えを起こされた場合にかかる訴訟費用や弁護士費用も補償の対象となっている。普段、普通に平和に暮らしている方にとっては損害賠償など無縁のものと思いがちだろうが、日常生活の裏に常に潜んでいるし、賠償事故発生の可能性は高まっている。先にも書いたように、生活の多様化や情報化社会は、確実に賠償請求のリスクを高めているのは間違いない。またこれまでは問題にならなかったケースでも賠償意識の高まりは、トラブルへ発展する可能性が高くなっている。「個人賠償責任保険」は、これらのトラブルによる賠償金を迅速に支払い、円満な解決を図る上でも必須のアイテムと言えるだろう。

加害者になる可能性

良かれと思って行った何気ない行動や言動が、身体・財物を損壊したり、個人情報等の漏洩事故となってしまう危険性をはらんでいる。故意や悪意がなかったにも拘らず、損害賠償を求められることもあるのだ。賠償を求める「内容証明郵便」や、突然に届いた「訴状」に平常心で対応できる人は皆無に近いだろう。同じ郵便でも、彼氏・彼女から届いたラブレターを受取った時のドキドキ感とはわけが違う。誰にどう相談すればいいかさえ分からないし、弁護士への頼み方や訴訟など



齋藤 廣勝 (さいとう ひろかつ)
株式会社トータルライフサポート代表取締役
・CFP®ローティファイドファイナンシャルプランナー
・1級ファイナンシャルプランニング技能士
・日本商工会議所 年金・退職金等認定講師
・住宅ローンアドバイザー
・金融広報アドバイザー

保険と暮らしの相談センター

あなたの夢の実現へのお手伝い!!

相談メニュー

- 家計の総合診断(ライフプラン)
- 保険加入・見直し(生命保険・損害保険)
- 住宅取得、住宅ローンの見直し
- 子どもの教育資金計画
- 年金・老後資金計画

相談料は無料です!!

お気軽にご相談ください。

株式会社 トータルライフサポート

〒010-0916 秋田市泉北3丁目17-22

● 営業時間 / 9:30~18:30(土・日・祝9:30~17:00)

● 定休日 / 水曜日

TEL 018-827-7611

FAX 018-827-7610

URL <http://tls-akita.co.jp>

詳細はホームページでもご覧いただけます。

● 紳士服のコナカ ● エネオス

● すずきクリニック ● 当店

● マクドナルド ● かんきょう

● 洋販の青山 ● 山手寺路

知るすべもない。弁護士費用や訴訟費用などを考えたら、パニックに陥ってしまいかねない。交通事故における損害賠償は、加入する自動車保険の保険会社に任せおけばほぼ解決してくれるが、この日常生活における損害賠償においては「個人賠償責任保険」がない限り、その対応は困難極まりない。その備えは、必須だ……！

● 損害賠償の事故例

- ① 駐車場に停めてある他人の車に傷をつけた
- ② 自転車で行中の人にぶつかった怪我をさせた
- ③ 誤ってお店の商品を落として壊してしまった
- ④ 子供同士がケンカをして相手に怪我を負わせた
- ⑤ おもちゃを振り回した際、誤って友達に怪我させた
- ⑥ バルコニーの鉢植えを落とし、下を歩いていた人に怪我を負わせた
- ⑦ 認知症の親族が錯乱し他人を殴っけがをさせた
- ⑧ 飼っていたワンちゃん的首輪がはずれ、通行人に噛みついて怪我をさせた
- ⑨ キャッチボールで投げたボールが近所のガラス窓に当たって割れてしまった
- ⑩ スキーのストックが他人に当たり怪我をさせた

これらの事故は、日常のいたるところで起きる可能性があるし、こんな事例を見れば、思い当たる感やヤリとした経験が少なくないはずだ。ペットを飼っている方が「個人賠償責任保険」に加入する割合は高いように感じるが、その要因は事故の可能性が顕在化しているからかもしれない。因みにワンちゃんが噛みついて怪我をさせた場合は保険で対応できるが、酔っぱらったお父さんがワンちゃんに噛みついて怪我をさせても保険では支払えないので注意を……！

● 過去判例（高額賠償自転車事故）

【事故概要】当時小学生5年生だった少年が夜間、帰宅途中に自転車で行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62歳）と正面衝突した。その女性は突き飛ばされる形で転倒し、頭を強く打った女性は頭蓋骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。（神戸地方裁判所、平成25（2013）年7月4日判決）裁判では母親はライトの点灯やヘルメットの着用を指導していたとして過失の相殺（被害者の側にも過失があったときに裁判所がその過失を考慮して賠償額を減額すること）を主張したが、裁判官は事故原因は少年の前方不注意であると認定し、また事故当時少年はヘルメットを未着用であったことを挙げ、指導や注意が功を奏しておらず監督義務を果たし

ていないとして母親に賠償を命じた。

【賠償金】9521万円

この他にも昨年10月、バドミントンのダブルスの練習中、ペアを組んでいた仲間のラケットが左目に当たって負傷した女性に、東京高等裁判所は「パートナーの女性に全責任がある」として約1300万円の支払いを命じる判決を言い渡した。高裁は「原告はプレー中に危険があることを認識しておらず、被告が全責任を負う。被告は原告の動きに注意し、ラケットが当たらないように配慮すべきだった」とした。厳しい判決との意見も多いが、賠償責任に対して厳しくなっている感は否めないし、真摯に受け止めなければならぬ。

【補償とらない例】

- ① 業務の遂行中に起こった事故
- ② 車や船舶の持ち主がその使用中や管理中に起こった事故
- ③ ケンカなどの闘争中に起こった事故
- ④ 他人から借りたものを壊した場合の事故
- ⑤ 同居の親族に対する賠償事故

1番の業務遂行とは、「レストランの店員が客の服に料理をこぼした等」であるが、業務向けの賠償保険が別にあることから補償対象にならない。2番の車や船舶の事故も同様の理由からである。少し解りにくいのは4番の「他人から借りたものを壊した」場合の事故が払えないのは、他人の物であっても借りている人の使用・管理下であれば、他人の物とは解釈しない（管理財物）という規定になっているからだ。いずれにしても賠償の定義は微妙なニュアンスのところも多いので、安易な判断は避け、専門家に判断を仰ぐようにしたい……！

● 保険対象者の範囲

- ① 本人
- ② 配偶者
- ③ 同居の親族（親、兄弟姉妹など）
- ④ 生計を一にする別居の未婚の子（仕送りを受けている学生など）

これらの対象者の範囲は、その家の一人（世帯主など）が加入していれば、同居の家族のほぼ全員をカバーすることができるので、重複契約には注意が必要だ。

● 示談交渉サービス

先にも触れたが、自動車事故における任意保険での対応は、示談交渉サービスが付いているのでほぼ任せてきり出来るといってもよい。しかし、「個人賠償責任保険」であれば必ず示談交渉サービスが付帯しているわけではない。主契約の種類（自動車保険・火

災保険）や、加入時期によっても異なるので確認していただきたい。加害者側になった場合には、相手に対し誠実な謝罪と迅速な損害賠償を行う必要があるが、双方が感情的になっってしまうと、当事者同士の話し合いで解決することなどますます困難といえる。

また、個人での対応は、解決までの間に休業補償や医療費の持ち出しが発生したりすることも大きな負担となる。その後、保険会社に請求する場合も、言い値で保険金を支払うわけではないし、根拠資料等の準備も必要となってくるだけに困難極まりない。第三者を通じて示談交渉を進める方が当然スムーズであることは言うまでもないし、「示談交渉サービス」の有無は大きな意味をもってくる。

● どいつやって加入する

かつて単独でも加入できたが、現在は既存の保険への特約として付加するしかない。保険料はというと、これが実に安い保険料で月払いの場合百数十円で加入できる。これから加入を検討する場合、自動車保険、火災保険、傷害保険など、どの保険を利用するかは、その補償内容の違いなどを見極め、慎重に選んでいただきたい。お勧めは、自動車保険への特約が一押しだ。補償金額は無制限、示談交渉サービスも付いているのがほとんどで先ずはチェックすべし。

● 個人賠償責任保険のまとめ注意点！

一口に個人賠償責任保険と言っても違いがあることをご理解いただけたらどうか……。加入そのものが目的ではないし、加害者になった時を考え、安心できる方法を選択していただきたいものだ。

- ① 個人賠償責任保険は単独で入ることはできず、特約として他の保険に付ける。
- ② 家族のひとり加入していれば、家族の全員が補償対象なので、二重加入にならないようにする。
- ③ 示談交渉サービスが付いたものがベスト。
- ④ 補償金額は無制限であっても保険料に大きな差はない。
- ⑤ 主契約の保険を解約する時は、個人賠償責任保険も一緒に解約されてしまう場合もあるので要注意。

● 来月号は

お勧めの補償、弁護士費用特約について考えてみよう。